

第8節 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- 1 屋内貯蔵タンクと屋根との間隔（危険物令第12条第1項第2号関係）
屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根（上階がある場合は上階の床）との間隔は、0.5メートル以上とすること。
- 2 屋内貯蔵タンクの容量（危険物令第12条第1項第4号）
危険物令第12条第1項第4号に規定する「同一タンク専用室に屋内貯蔵タンクを2以上設置する場合」において、タンク個々の容量が指定数量未満であっても、総計が指定数量以上の場合、屋内タンク貯蔵所として扱う。
- 3 通気管等（危険物令第12条第1項第7号、危険物規則第20条第2項）
アルコール等を貯蔵するタンクに設けるものについては、危険物規則第20条第2項各号に適合する場合、大気弁付通気管としても差し支えない。
- 4 危険物の量を自動的に表示する装置（危険物令第12条第1項第8号）
危険物令第12条第1項第8号に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」については、第7節「屋外タンク貯蔵所の基準」15の例によること。
- 5 注入口（危険物令第12条第1項第9号、同条第2項第2号）
注入口は、第7節「屋外タンク貯蔵所の基準」16(2)から(8)の例によるほか、注入口直下の地盤面に囲いを設けるか、不燃材料で造った油受け又は箱等の中に設けること。
- 6 ポンプ設備（危険物令第12条第1項第9号の2、同条第2項第2号の2）
 - (1) タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備は、第7節「屋外タンク貯蔵所の基準」17(3)及び(4)の例によること。
 - (2) ポンプ設備の周囲には、点検等のための有効な空間を保有するよう指導する。
 - (3) 危険物規則第22条の6第1号ホに規定する「ダンパー等」は、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」4(1)イ(イ)の例によること。
 - (4) 危険物規則第22条の6第2号に規定する「漏れた危険物が流出し、又は流入しない」ような措置とは、危険物規則第22条の5第2号の例によること。
- 7 配管（危険物令第12条第1項第11号）
屋内貯蔵タンクに設ける配管は、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」14の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 配管は、溶接継手とする。ただし、常時点検ができる部分の継手に関しては、この限りではない。
- (2) 建築物内の他用途部分に設置する配管は、第5節「一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準」1(6)によること。
- 8 タンク専用室の構造（危険物令第12条第1項第12号、同条第2項第3号）
タンク専用室のしきいの高さより下部の壁体等（しきい、壁及び床）には、開口部及び間隙等を設けることなく、危険物が漏えいしない構造であること。
- 9 貯留設備（危険物令第12条第1項第16号）
危険物令第12条第1項第16号に規定する「貯留設備」は、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」5の例によること。
- 10 出入口のしきい（危険物令第12条第1項第17号）
危険物令第12条第1項第17号に規定する「出入口のしきい」は、貯蔵する危険物の全量を収容できる高さとするか、又はこれに代わるせきをタンク専用室内に設けること。
- 11 タンク専用室以外の部分に流出しない構造（危険物令第12条第2項第8号）
危険物令第12条第2項第8号に規定する「タンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、出入口のしきいの高さを高くするか、又はタンク専用室内にせきを設け、貯蔵する危険物の全量をタンク専用室内に収容できる構造をいう。
- 12 平屋建以外に設けるタンク専用室の換気及び排出設備（危険物令第12条第2項第7号）
危険物令第12条第2項第7号に規定する「ダンパー等」は、第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」4(1)イ(イ)の例によること。